

ひとり親家庭のためのサポートブック



富津市 こども家庭課

令和8年3月

はじめに

ひとり親家庭のためのサポートブック

このサポートブックは、ひとり親家庭の方やこれからひとり親家庭になるかもしれない方に、生活や子育て、就労等に関する様々な支援サービスや相談窓口を紹介しているものです。ひとり親家庭の方の不安の軽減の一助となるよう、お困りごとに役立つ様々な制度や施設などを一冊にまとめましたので、ぜひご活用ください。

ひとり親家庭の方は、パートナーの方がいたときより収入が減ることから、経済的に厳しい状況に置かれることが多く、また、ひとりで子育てと生計を担うことから、生活全般に余裕が持てず、いろいろな困りごとがあっても調べる時間がとれないこともあります。サポートブックを見てみて、わからないことや心配なことがあれば、お気軽にご相談ください。

ひとり親家庭とは

「ひとり親家庭」とは、次に当てはまる方が、18歳未満の子どもを扶養している家庭です。（支援サービスによっては、20歳未満の子どもを扶養している場合も含まれます。）

- ・配偶者と離婚した方
- ・配偶者が死亡した方
- ・配偶者の生死が不明な方
- ・配偶者が心身の障がいにより働けない方
- ・配偶者が拘禁されている方
- ・配偶者から遺棄されている方
- ・婚姻によらないで母・父となった方

「配偶者」… 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

「遺棄」… 配偶者が子どもと同居しないで、養育を全く放棄している状態をいいます。

※制度ごとに対象となる家庭が異なる場合があります。

詳しくは各担当部署までお問い合わせください。

もくじ

1. ひとり親家庭になるかもしれないとき、なったとき

- (1)離婚を考えている方.....1
- (2)死別によりひとり親になった方.....5
- (3)子の遺棄によりひとり親になった方.....6
- (4)未婚の親になった方.....6

2. 各種相談窓口.....8

3. 経済的な支援や制度

- (1)各種手当について.....11
- (2)医療費の助成について.....14
- (3)就労に向けての支援.....15
- (4)貸付について.....17

4. 子育て支援サービスについて

- (1)産前産後ヘルパー派遣事業.....19
- (2)子育て短期支援事業.....21
- (3)ファミリーサポートセンター.....22
- (4)子育て支援センター.....23
- (5)チャイルドシートの貸し出し.....24
- (6)放課後児童クラブ.....25
- (7)こどもの居場所支援【児童育成支援拠点事業】.....27
- (8)こどもの居場所支援【学習支援事業】.....28

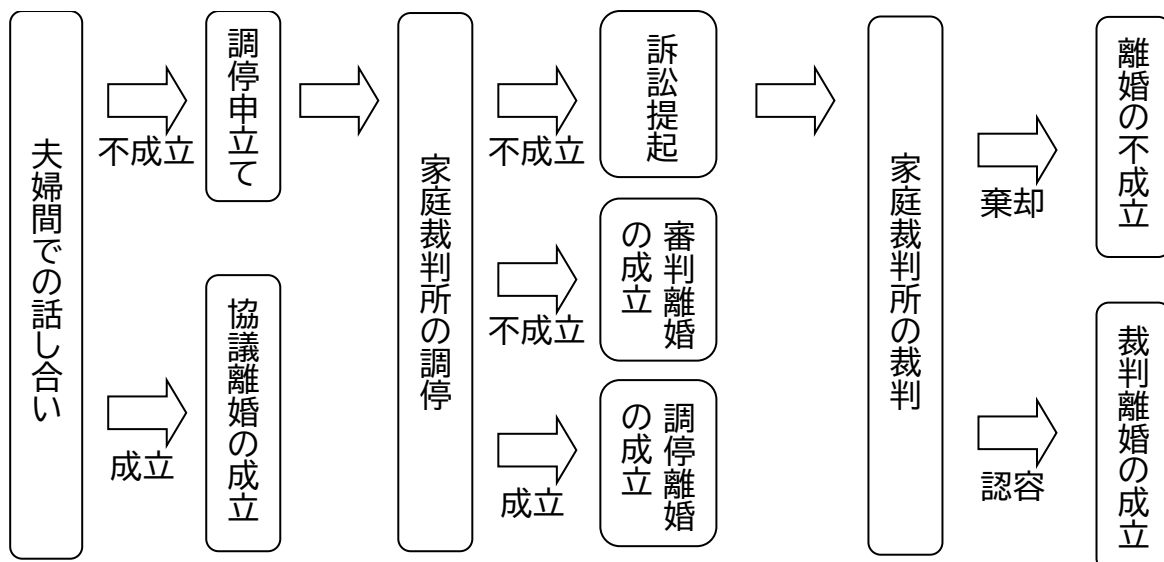
1.ひとり親家庭になるかもしれないとき、なったとき

(1)離婚を考えている方

○離婚の種類

協議離婚	夫婦が合意し、離婚届を届出人の本籍地又は住所地の市区町村の役所・役場の戸籍担当課に提出することにより成立しますが、未成年の子がいる場合は、どちらが子どもの親権者となるかの取り決めがないと受理されません(子どもが複数の場合、一人ひとりの子どもについて決める必要があります)。また、手続は簡易に行うことができますが、反面、離婚を急いでいるなどの理由から養育費などの取り決めをせずに届出をしてしまったことにより、あとで養育費、財産分与、慰謝料などの請求をめぐってトラブルになるケースがあります。
調停離婚	協議離婚で話し合いがまとまらない場合に、家庭裁判所に調停の申立てを行い、調停の話し合いで離婚に合意すると調停離婚となります。調停はいわゆる裁判とは異なり、主に調停委員が双方の事情を聴取し、裁判官と協議の上、当事者間で公正かつ具体的に妥当な合意を成立させるものです。話し合いは複数回に及ぶことがあります。調停調書には、子の親権者だけでなく、財産分与、養育費などの支払義務と支払い方法、別れて暮らす親と子との親子交流(面会交流)について、その実施の仕方などが合意内容に応じて記載されます。
審判離婚	調停によっても離婚が成立しない場合において、家庭裁判所が、離婚が相当と判断したときは、職権で離婚を認めることがあり、これを調停に代わる審判離婚といいます。審判後2週間以内に異議の申立てがなければ離婚が確定します。
裁判離婚	調停、審判でも離婚が成立しない場合、離婚を請求する申立人又は相手方の現在の住所地を管轄する家庭裁判所に、離婚の訴えを起こすことになります。

離婚手続きの流れ



○離婚届不受理申出について

離婚届は本来、双方の合意のもと提出されるべきものです。しかし、書類に不備がなければ、たとえ夫婦の一方が離婚届を偽装し提出したものであっても受理され、離婚が成立してしまいます。(離婚届を勝手に作成して提出することは犯罪です。)

このような事態を未然に防ぐために、離婚届の不受理申出を市役所市民課に提出するという方法があります。

○離婚するときに確認しておきたいこと

離婚をすることに伴い、事前に決めておくことがあります。必要に応じて、父母と協議し、必要な手続きを行います。

父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正されました。

2024年5月に成立した民法等改正法は、父母が離婚した後もこどもの利益を確保することを目的として、こどもを養育する親の責務を明確化するとともに、親権、養育費、親子交流などに関するルールを見直しています。この法律は、2026年4月に施行されます。

- 父母がこどもを養育するに当たって遵守すべき責務が明確化されました。
- 離婚後の父母双方を親権者と定めることができるようになりました。
- 養育費の支払確保に向けた見直しがされました。
- 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直しがされました。
- 養子縁組や財産分与などに関する規定の見直しがされました。

詳しくは、法務省のホームページをご覧ください。

【HP】 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html



1. 親権

民法に定められた、未成年である子どもを養育監護及び財産管理をする親の権利と義務です。日本では、離婚後の親権は単独親権でしたが、2026年4月から協議上の離婚をするときは、話し合いによって、単独親権か共同親権かを選択できるようになります。

2. お子さんの戸籍

離婚届の提出だけでは、子どもの戸籍は変わりません。子どもの戸籍を移す場合は、まず家庭裁判所に申立てをし、その後、市役所市民課に届出をする必要があります。

3. 養育費

養育費とは、経済的、社会的に自立していない子どもを養育する費用で、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などが該当します。養育費の支払義務(扶養義務)は、親の生活に余力がなくても子どもに自分と同じ生活を保障するという強い義務(生活保持義務)だとされています。親として子どもの生活を保障し、心身の成長を支えることは、当然の責任であり、養育費の支払いは、親として子に対する重要な義務です。

(ア) 取り決めの時期

なるべく離婚時に決めます。

養育費は、子どもに必要な限り、いつでも請求できますが、取り決めしないまま時間が経過すると、相手が養育費を支払わない形で生活設計をしていて、後になって請求した時に、取り決めが難航することもあります。養育費の取り決めは、子どもが健やかに成長するためにもとても重要です。

(イ) 取り決めの方法

養育費の取り決めは以下の方法が考えられます。できるだけ明確かつ具体的に書面に残すこと(できれば公正証書)が大切になります。

- ① 話し合いで決める。
 - ①-1 協議書を作成する。
 - ①-2 公正証書を作成する。
- ② ADR(裁判外紛争解決手続)による調停で決める。
- ③ 家庭裁判所の調停や審判などで決める。
- ④ 家庭裁判所の離婚の裁判時に決める。
- ⑤ 離婚後に養育費を請求する。

ADR(裁判外紛争解決手続)ってなに？

ADRとは、民事上のトラブルについて、裁判によらず公正中立な第三者が当事者間に入り、話し合いを通じて解決を図る手続のことです。「(元)夫婦だけでは話し合えない、でも弁護士に依頼して裁判所で争いたいわけではない」というときに検討してください。土日に利用できる、オンラインで話し合える、比較的短期間で合意できるなどのメリットがあります。

4. 親子交流(面会交流)

子どもと離れて暮らしている父母が子どもと定期的、継続的に会ったり、遊んだり交流を持つことをいいます。父母は、離婚協議の中で、双方が納得できる内容や方法についてよく話し合うことが大切です。必要に応じて、専門家などの第三者に相談します。

5. 財産分与

離婚に当たって、共同で築いた財産を分けることをいいます。

6. 慰謝料

婚姻関係の破綻の原因がある側から支払われる損害賠償です。相手の精神的苦痛からの回復に対して支払われ、どちらが離婚を言い出したかは関係ありません。

○離婚によりひとり親になった方の主な手続き一覧(市役所で必要な手続き)

手続き	こんなときに手続きを行います	届出先	電話番号
離婚の届出	裁判・調停・審判離婚の場合、成立 ※確定した日から10日以内の届出が必要です。	市民課	0439-80-1253
離婚後の氏の設定	離婚の際に使用していた氏を称する場合 ※離婚の日から3か月以内の届出が必要です。		
住所の異動	離婚後住所の変更がある場合		
個人番号カードの変更	氏・住所に変更がある場合		
子の戸籍の変更 ※離婚届では、変更できません。	①子の氏の変更許可申立 ②入籍届 ※①、②の順で手続きをする必要があります。	①家庭裁判所 ②市民課	①0438-22-3775 ②0439-80-1253
国民健康保険の加入	配偶者の職場の健康保険の扶養を外れた場合	国民健康保険課	0439-80-1271
公立小中学校関係の届出	保護者や住所の変更がある場合	学校教育課	0439-80-1339
税金について	確定申告、住民税申告の際に、軽減措置が受けられる場合があります。	課税課	0439-80-1241
認可保育所関係の届出	氏・住所・保護者・世帯構成に変更がある場合	保育課	0439-80-1312
児童手当の届出	受給者を変更する場合	こども家庭課	0439-80-1256
児童扶養手当の申請	要件がありますので、お問い合わせください。		
ひとり親家庭等医療費助成の申請	要件がありますので、お問い合わせください。		
子ども医療費助成の届出	氏・住所・保護者・子どもの健康保険に変更がある場合		

上記の他にも、氏名・住所・世帯構成の変更で届出が必要な場合がありますので、ご自身が利用している制度等を確認し、必要な手続きを行います。

また、市役所で行う手続き以外にも、公共料金関係の変更手続きや銀行の名義人の変更、生命保険の手続きなどの民間サービスに係る変更手続き等も漏れのないように行います。

(2)死別によりひとり親になった方

死亡の事実を知った日を含め 7 日以内に死亡届を提出し、その他必要な手続きを行ってください。

○死別によりひとり親になった方の主な手続き一覧(市役所で必要な手続き)

手続き	こんなときに手続きを行います	届出先	電話番号
死亡の届出	死亡の事実を知った日から7日以内の届出が必要です。	市民課	0439-80-1253
世帯主変更の申請	3人以上の世帯において、世帯主が亡くなった場合に新しい世帯主を決めるための届出		
国民健康保険の加入	配偶者の職場の健康保険の扶養を外れた場合	国民健康保険課	0439-80-1271
国民健康保険の資格確認書・資格情報のお知らせの記載内容の変更	世帯主に変更がある場合		
国民健康保険葬祭費の申請	国民健康保険の加入者が亡くなった場合、葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。		
公立小中学校関係の届出	保護者・住所に変更がある場合	学校教育課	0439-80-1339
税金について	確定申告、住民税申告の際に、軽減措置が受けられる場合があります。	課税課	0439-80-1241
認可保育所関係の届出	氏・住所・保護者・世帯構成に変更がある場合	保育課	0439-80-1312
児童手当の届出	受給者を変更する場合	こども家庭課	0439-80-1256
交通遺児手当の届出	詳しくは13ページをご覧ください。		
児童扶養手当の申請	要件がありますので、お問い合わせください。		
ひとり親家庭等医療費助成の申請	要件がありますので、お問い合わせください。		
子ども医療費助成の届出	氏・住所・保護者・子どもの健康保険に変更がある場合		

上記の他にも、氏名・住所・世帯構成の変更で届出が必要な場合がありますので、ご自身が利用している制度等を確認し、必要な手続きを行いましょう。

また、市役所で行う手続き以外にも、遺族年金や相続関係の手続き、公共料金関係の変更手続き、生命保険などの民間サービスに係る手続き等も漏れのないように行います。

(3)子の遺棄によりひとり親になった方

父又は母が同居しないで、扶養・監護義務を全く放棄している場合は、ひとり親家庭として支援を受けられる場合があります。家庭不和や離婚を前提とした別居での遺棄は該当しません。また、配偶者の生死が3年以上不明の場合は、離婚手続きに入ることも可能です。

(4)未婚の親になった方

○未婚の親になるときに確認しておきたいこと

1. 出生届の提出

子どもが生まれた日を含め14日以内に提出してください。出生届が受理されて初めて、子どもが戸籍に記載されます。

2. 子の認知

結婚していない男女の間に生まれた子どもの父又は母がその子どもと親子関係にあることを認めることをいいます。認知により、法律上の親子と認められ、養育費の請求ができます。

【認知の種類】

母は自分が産んだ子どもであることが明らかであり、認知の手続きを取らないことが通常ですので、ここでは、父の認知について紹介します。

- 胎児認知…妊娠中に父が胎児に対して行う認知
- 任意認知…子どもの父が自発的に行う認知
- 強制認知…子どもの父が、自発的に認知をしない場合、子どもの母が家庭裁判所に訴えを提起して認められた認知のこと。
父の死亡後3年以内の訴えも可能。
- 遺言認知…子どもの父が、自分の子どもであることを遺言に書いた場合、死後に認められる認知

3. 養育費

3ページ参照

4. 親子交流

3ページ参照

○未婚の親になった方の主な手続き一覧(市役所で必要な手続き)

手続き	こんなときに手続きを行います	届出先	電話番号
妊娠の届出・母子健康手帳の交付	妊娠と診断されたら、早めに提出してください。	健康づくり課	0439-80-1265
出生の届出	出生した日を含めて14日以内に提出してください。	市民課	0439-80-1253
国民健康保険出産育児一時金の申請	出産した方が、国民健康保険に加入している場合	国民健康保険課	0439-80-1271
税金について	所得税・住民税について軽減措置が受けられる場合があります。	課税課	0439-80-1241
児童手当の申請	出生した日の翌日から15日以内に申請してください。	こども家庭課	0439-80-1256
児童扶養手当の申請	要件がありますので、お問い合わせください。		
ひとり親家庭等医療費助成の申請	要件がありますので、お問い合わせください。		
子ども医療費助成の届出	要件がありますので、14ページをご覧ください。		

前夫の子と推定されてしまう、出生証明書が手元がないなど、さまざまな理由で出生届が提出できないことにより、無戸籍でお困りの方は、千葉地方法務局木更津支局に御相談ください。詳しくは、千葉地方法務局ホームページを御覧ください。



【HP】 https://houmukyoku.moj.go.jp/chiba/page000001_00346.html

【千葉地方法務局木更津支局電話番号】 0438-22-2531

2. 各種相談窓口

- 母子・父子自立支援相談・女性相談
母子及び父子家庭や寡婦の方の生活上の問題や自立のための相談
(離婚前の相談も含む)
 - ・相談日 毎週 月・水 9:00～16:30(事前予約制。電話での相談も可能です)
 - ・相談専用電話 0439-80-1221

- ハローワークマザーズコーナー
子育てしながら就職を目指す方の相談を行っています。
 - ・子どもと一緒に相談ができます。
 - ・担当者によるきめ細かいサポート
 - ・保育関連情報の提供開設時間 月～金 8:30～17:30 (土、日、祝日、年末年始を除く)
 - ・問合せ ハローワーク木更津 0438-25-0881
 - 木更津市富士見 1-2-1 スパークルシティ木更津ビル 5 階

- 子育てアドバイス
食事・あそび・しつけなど子育てに関すること(電話可)
 - ・各保育所(園) 月曜日から金曜日の9:00～16:00
 - ・子育て支援センター(23ページ参照)

- 児童家庭相談
0歳から18歳未満までの子どもに関する相談
 - ・相談日 毎週 木・金 9:00～16:30(事前予約制。電話での相談も可能です)
 - ・相談専用電話 0439-80-1221

- 家庭教育相談
家庭教育相談員による相談
 - ・相談日 毎週 火曜日 9:00～16:30(事前予約制。電話での相談も可能です)
 - ・相談専用電話 0439-80-1221

○ 子育ての話何でも聴きます窓口

お子さんやサービスのことなど子育てに関する何でも相談

・相談日 平日 8:30～17:15

・相談専用電話 0439-80-1221(電話での相談やご自宅に伺うこともできます。)

・メール kosodate@city.futtsu.chiba.jp

○ 児童虐待相談

児童虐待の防止・発見にご協力ください！

・相談(通告)先

全国共通児童相談所ダイヤル 局番なし 189番

0570-064-000(24時間可)近くの児童相談所につながります。

千葉県君津児童相談所 0439-55-3100 月～金 9:00～17:00

こども家庭課 0439-80-1221 月～金 8:30～17:15

○ 福祉総合相談(子育てから介護まで)

いつでも、だれでも、どんなことでも。24時間365日体制で子育てやご家族のことなど福祉に関するあらゆるご相談を受け付けています。

・問合せ 富津市青木 2-16-14 アーバンスモール秋山101

君津ふくしネット 0439-27-1482、1483

Eメール hukusinet@nozominomon.or.jp

○ 児童家庭支援センター

子育て中のご家族や子どもを取り巻く周りの人々の疑問や悩みを受け、子どもにとって何が一番大切なのか一緒に考えお手伝いをする相談所です。

「話を聴いてほしい」という相談だけでなく、依頼に応じて心理の専門家が発達をチェックしたり、心理療法を行うことができます。

・相談方法 電話・来所・訪問・Eメール・LINE

※来所、訪問相談は、要予約。緊急時は夜間・休日も電話対応可

・相談時間 平日および不定期の土曜日 9:30～18:00

・火・水・木曜日 市役所1階にて出張所も開設。

・問 合 せ 富津市湊 773-1 望みの門ピーターパンの家 67-8816

Eメール ptpan@nozominomon.or.jp



○ オンライン子育て相談

子育てに不安や悩みはあるけど、外出するのが難しい・・・そんな方でも安心して相談ができるように、会議アプリケーション「Zoom」を利用して、オンラインで子育て相談を行います。

・対象者 育児や出産、お子さんの成長や発達に不安を感じている方

・相談日 時間 火曜日～日曜日 9:00～16:00 (1人1回30分程度)

相談希望日の2日前までに電子メールで予約していただき、予約確定メールの返信で、ミーティング URL、パスコードをお知らせします。

<電子メールアドレス> info@city.futtsu.chiba.jp

オンライン相談に必要なもの

・スマートフォンまたはカメラ付きパソコン

・オンライン会議アプリケーション「Zoom」をインストール

・「Zoom」利用時に発生する通信料は相談者のご負担となります。

有線接続や Wi-Fi 環境をお勧めします。

3. 経済的な支援や制度

(1) 各種手当について

児童手当

【お問い合わせ先】こども家庭課 子育て支援係 TEL:0439-80-1256

○ 支給対象者

富津市に住民登録があり、高校生年代以下の児童(18歳到達後最初の3月31日まで)を養育している保護者に支給されます。ただし、児童が海外に住んでいる場合には支給されません。(留学を除く。)

転入や出生から15日以内に申請をお願いします。

○ 児童1人当たりの支給月額

区分	3歳未満	3歳から高校生年代まで
第1子・第2子	月 15,000円	月 10,000円
第3子以降	月 30,000円	

※「第3子以降」とは、大学生年代まで(22歳到達後最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降の児童をいいます。

<離婚等により受給者の変更を行う場合>

原則、前受給者からの消滅届が必要になります。ただし、事情により前受給者からの消滅届が提出できない場合、同居優先の申立により児童手当を新規に申請することもできます。

※協議離婚中の方は、裁判所からの事件係属証明書や調停期日呼び出し状など、その事実が確認できる書類の添付が必要です。

<DV等により避難されている方へ>

離婚の協議等がなされている場合、上記同居者優先の申立により申請することが可能です。DV等により避難された方で、富津市に住所が無い方でも富津市から児童手当を受給することが可能な場合もあります。

児童扶養手当

【お問い合わせ先】こども家庭課 子育て支援係 TEL:0439-80-1256

「父母の離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳到達後最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で基準以上の障がいの状態にある者)を養育する方」に支給されます。

※「父母の離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する方」とは、ひとり親家庭に当てはまる方を言います。

【手当額】(令和8年4月～)

○全部支給:月額48,050円

○一部支給:月額48,040円～11,340円

○児童が2人以上いる場合の加算額

2人目以降1人につき 11,350円～5,680円

※手当額は改定されることがあります。

※受給者本人の所得により、10円単位で支給額が決定します。

受給者本人、孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の所得が、限度額を超えた場合は、支給額の全部または一部が停止となります。

所得制限限度額 ※収入額(目安)と所得額

(単位:円)

扶養親族等の数	受給者本人				孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者	
	全部支給		一部支給		収入額(目安)	所得額
	収入額(目安)	所得額	収入額(目安)	所得額		
0人	1,420,000	690,000	3,343,000	2,080,000	3,725,000	2,360,000
1人	1,900,000	1,070,000	3,850,000	2,460,000	4,200,000	2,740,000
2人	2,443,000	1,450,000	4,325,000	2,840,000	4,675,000	3,120,000
3人	2,986,000	1,830,000	4,800,000	3,220,000	5,150,000	3,500,000
4人	3,529,000	2,210,000	5,275,000	3,600,000	5,625,000	3,880,000
5人	4,013,000	2,590,000	5,750,000	3,980,000	6,100,000	4,260,000

(令和6年11月1日～)

JR特定者用定期乗車券割引制度

【お問い合わせ先】こども家庭課 子育て支援係 TEL:0439-80-1256

児童扶養手当の支給を受けている世帯に属する方が、JR各社の通勤定期乗車券を購入する場合、その料金が3割引になります。※他の割引制度と併用不可
割引制度を受けるにはこども家庭課で申請が必要です。

交通遺児手当

【お問い合わせ先】こども家庭課 子育て支援係 TEL:0439-80-1256

交通事故により父または母が死亡、もしくは父または母が一定以上の障害の状態にある義務教育終了前の遺児を監護する父又は母等に支給します。

【手当額(月額)】(令和7年6月時点)

- 保育手当 就学前の乳幼児1人につき月額3,000円
- 就学手当 小・中学校に在学中の児童生徒1人につき月額4,000円

就学援助(準要保護)制度

【お問い合わせ先】学校教育課 学務係 TEL:0439-80-1339

経済的理由などでお困りの家庭に、小中学校の学用品費や給食費等を援助する制度を設けています。

【対象者】

- 要保護(生活保護法による援助受給者)に準ずる程度に困窮している方
- 長い病気や突発的な事故などで収入が不安定な方
- その他の事情でお困りの方(お問い合わせ先にご相談ください。)

【就学援助費の内容】

新入学用品(新1年生)、学用品費(在校生)通学用品費(小・中学校1年生以外)、修学旅行費(小学校6年生、中学校3年生)、給食費、校外活動費、医療費

※援助費の内容によっては、限度額が定められているものもあります。

※年度途中から認定された場合は、支給金額が少なくなります。(月割り認定)

※各援助費目には、補助対象範囲が決められています。

(2)医療費の助成について

ひとり親家庭等医療費等助成制度

【お問い合わせ先】こども家庭課 子育て支援係 TEL:0439-80-1256

母子家庭の母、父子家庭の父とその児童などを対象に、保険診療の範囲内で医療費の一部を助成します。

【自己負担額】

世帯区分	自己負担金	
	入院1日当たり 通院1回	調剤1回当たり
市民税非課税世帯	0円	0円
市民税均等割のみ課税される世帯		
市民税所得割課税世帯	300円	

子ども医療費助成

【お問い合わせ先】こども家庭課 子育て支援係 TEL:0439-80-1256

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子どもの医療(入院・通院・調剤)に要した費用の一部を助成します。

【自己負担額】

世帯区分	子ども医療費自己負担金	
	入院1日または通院1回当たり	調剤
市町村民税所得割 課税世帯	200円 ただし、1人の子どもが、1つの医療機関に、月毎に入院 11日目、通院6回目以降の自己負担金は無料	0円
上記以外の世帯	0円	

未熟児養育医療給付

【お問い合わせ先】こども家庭課 子育て支援係 TEL:0439-80-1256

身体の発育が未熟なまま出生した乳児で、医師が指定養育医療機関において入院療養が必要と認めたものに対して、養育医療の給付を行います。

(3)就労に向けての支援

ひとり親家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業

【お問い合わせ先】こども家庭課 子育て支援係 TEL:0439-80-1256

看護師や保育士や社会福祉士など、生活の安定を図るための資格取得を目指して、養成機関で修業する方について、修業期間中の生活費を支援します。

申請には市への事前相談が必要です。

○対象者

市内に居住するひとり親家庭の親で、以下の要件をすべて満たす者

- ・児童扶養手当を受給しているまたは同等の所得水準にあること
(同等の所得水準を超えた場合、その後1年に限り、引き続き対象者となる)
- ・養成機関において6か月以上の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれること
- ・就業または育児と修業の両立が困難であること
- ・過去に訓練促進給付金等を受給していないこと

○支給額・期間

- ・高等職業訓練促進給付金

【支給額】月額100,000円(住民税非課税世帯)

月額 70,500円(住民税課税世帯)

※修業期間の最終1年間は4万円を加算

【支給期間】修業期間中(上限4年)

- ・高等職業訓練修了支援給付金

【支給額】50,000円(住民税非課税世帯)

25,000円(住民税課税世帯)

【支給期間】修了後に支給

○対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士など6か月以上の課程の修業が予定される資格

ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金事業

【お問い合わせ先】こども家庭課 子育て支援係 TEL:0439-80-1256

ひとり親家庭の母または父の仕事のスキルアップや資格取得を支援し、経済的自立の促進を図るため、厚生労働省が指定した教育訓練講座の受講修了後に受講費用の一部を支給します。なお、受講申込前に事前相談が必要です。

○対象者

市内在住(住民登録あり)の20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭の母または父で、次のすべての要件を満たす方

- ・母子・父子自立支援プログラムの策定等を受けている方
- ・過去に教育訓練給付金を受給していない方
- ・講座を受講することが適職に就くために必要と認められる方

○支給額・期間

①雇用保険制度による教育訓練給付金の受給資格がない方

本人が支払った受講費用の60%を支給します。上限額と下限額は以下のとおりです。

講座の種類	上限額	下限額
一般教育訓練講座	20万円	1万2千円未満は支給されません。
特定一般教育訓練講座		
専門実践教育訓練講座	40万円×修学年数 (160万円以内)	

※専門実践教育訓練講座修了日の翌日から1年以内に、講座に係る資格を取得し、就職等をした場合は、追加支給(受講費用の25%)を受けられる場合があります。

②雇用保険制度による教育訓練給付金の受給資格がある方

上記①の支給額から、雇用保険制度による教育訓練給付金の額を差し引いた金額を支給します。

○対象資格

教育訓練給付金検索システムに掲載されている資格

【HP】<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



(4)貸付について

母子・父子・寡婦福祉資金貸付

【お問い合わせ先】こども家庭課 家庭相談係 TEL:0439-80-1221

母子・父子家庭・寡婦の経済的自立を応援するとともに、あわせてその扶養している児童の福祉の向上を図るために各種資金の貸付を行っています。

◆対象者(下記のいずれかに該当にする方)

- ・20歳未満の児童を扶養している死別・離婚等により配偶者のない者
- ・母子家庭の子または父子家庭の子
- ・20歳未満の父母のいない児童
- ・過去に母子家庭として20歳未満の児童を扶養したことがある配偶者のない女子(寡婦)
- ・寡婦の子
- ・40歳以上の配偶者のない女子であって、現在は児童を扶養していない者

◆資金の種類

修学資金・就学支度資金・修業資金・事業開始資金・事業継続資金・技能習得資金・就職支度資金・医療介護資金・生活資金・住宅資金・転宅資金・結婚資金

生活福祉資金貸付

【お問い合わせ先】富津市社会福祉協議会 TEL:0438-25-2089

所得の比較的少ない世帯(低所得世帯)等に対して、世帯の自立と生活の安定を図ることに役立てていただくための貸付制度です。

資金の用途に応じ「総合支援資金」「生活福祉資金」などの資金貸付があります。また、福祉資金の一部である「緊急小口資金」は緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に少額の費用を貸し付けております。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業貸付制度

【お問い合わせ先】こども家庭課 家庭相談係 TEL:0439-80-1221

○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業貸付制度

高等職業訓練促進給付金(以下、「給付金」という。)を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して資金の貸付を行っています。

養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、原則千葉県内で取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事することで、貸付金の全部について免除の申請をすることができます。

◆対象者(下記のすべてに該当にする方)

- ①給付金の支給を受ける方
- ②千葉県に住民登録をしている方(千葉市を除く)
- ③給付金の対象となった養成機関を修了し、資格を取得し、原則千葉県内において、取得した資格が必要な業務に従事しようとする方
- ④他の都道府県指定都市で本資金を借り受けていない方

○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金貸付)制度

母子・父子自立支援プログラム(以下、「プログラム」という。)の策定を受けているひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金の貸付を行っています。

貸付決定時に就業していない方が貸付期間終了後1年以内にプログラムで定めた目標に合致した就職又はプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職をし、1年間就業を継続した場合、貸付金の全部が免除されます。

◆対象者(下記のすべてに該当にする方)

- ①千葉県内に住民登録をし、賃貸住宅に居住している方(千葉市を除く)
- ②児童扶養手当を受給しているまたは、所得が児童扶養手当支給水準の方
- ③プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方

各貸付については、申請から決定までには期間を要することがあります。
お早めにご相談ください。

4. 子育て支援サービスについて

(1)産前産後ヘルパー派遣事業

【お問い合わせ先】こども家庭課 子育て支援係 TEL:0439-80-1256

妊娠中、出産後に日中家族等から援助が受けられず支援が必要な家庭に、産前産後ヘルパーが訪問し、妊娠中・出産後の家事や育児をサポートします。

○利用できる人

富津市に住民登録があり、居住している人で、日中家族等から援助が受けられず支援が必要な次の方

- ・妊娠届を提出した妊婦
- ・生後6か月未満(多胎出産の場合は1年未満)の子どもを養育している方

○支援の内容

「日常的に行う必要がある」家事や育児

- 例 ・食事の準備及び片付け ・生活必需品の買い物
・授乳介助 ・おむつ交換介助
・その他日常的に行う必要のある家事や育児

○利用時間・回数

利用時間:午前9時～午後5時まで(12/29～1/3を除く)

1回2時間、1日2回まで

利用回数:産前20回、産後20回(多胎出産の場合は40回)

○利用のながれ

- ①利用希望日の7日前までにこども家庭課に申請書を提出してください。
- ②こども家庭課から承認通知書が届きます。
- ③ヘルパー派遣事業所へ利用希望日3日前の午後5時までに連絡し、利用日時や支援の内容等について相談してください。
- ④利用の都度、ヘルパーが持参した利用確認書兼報告書にサインし、利用料を訪問したヘルパーに支払ってください。

○利用日時の変更・キャンセル

支援の内容や利用日時の変更は、利用日前日の午後5時までに派遣事業者へ連絡してください。これを過ぎますとキャンセル料が発生します。

また、サービス開始時刻までにキャンセルの連絡がなく、サービスが行えなかった場合は、サービスを1回利用したものとみなします。

○利用料・キャンセル料

	自己負担額	キャンセル料	
		前日17時を過ぎ、サービス開始前までに連絡があった場合	サービス開始時刻までに連絡がなく、支援が行えなかった場合
生活保護世帯	0円	0円	0円
市民税所得割非課税世帯	0円	0円	0円
その他世帯	1時間あたり 700円	350円	700円

○産前産後ヘルパー派遣事業者

事業者名	所在地	電話番号
望みの門ホームヘルプサービス	富津市川名1436	87-5076
ホームヘルプサービスセンター金谷の里	富津市金谷1912-2	69-8402
キミツナカノ助産院	君津市中野2-31-2	55-1108
産後ドゥーラ 樋口 志保	木更津市	080-5490-0103
ルピナス訪問看護ステーション	富津市大堀911-11	0439-73-6228

(2)子育て短期支援事業

【お問い合わせ先】こども家庭課 子育て支援係 TEL:0439-80-1256

保護者の就労や疾病等により、家庭でお子さんを養育することが一時的に困難となった場合にお子さんをお預かりします。

原則、利用希望日の7日前までにこども家庭課に申請してください。

1. 事業の種類・利用時間・利用料

事業の種類	利用時間	利用料	
		<市民税>	
		非課税世帯	課税世帯
ショートステイ事業	受入時間(午前8時～午後5時)から泊りがけで預かりが必要な場合 ※最大月7日まで利用可	1日あたり 1,000円	1日あたり 2,750円
トワイライトステイ事業	月曜日～金曜日 午後5時～午後10時 ※午後10時を超える場合は、翌日の午前8時まで延長できます。 (別途、宿泊加算がかかります。)	1回あたり 300円 (宿泊加算 300円)	1回あたり 750円 (宿泊加算 750円)
休日預かり事業	土曜日・日曜日・祝日 午前8時～午後5時 ※午後5時を超える場合は、ショートステイ事業の利用となります。	1日あたり 350円	1日あたり 1,350円

※生活保護世帯の方は、無料で利用できます。

※ひとり親世帯の方は、市民税非課税世帯は生活保護世帯として、市民税課税世帯は市民税非課税世帯として算定します。

2. 利用できる児童

市内在住(住民登録あり)の2歳から小学校修了前の児童

3. 実施施設

社会福祉法人天祐会 自立援助ホーム 希望の杜

(3)ファミリーサポートセンター

「子育ての手助けをしてほしい」「子育ての手助けをしたい」それぞれの方が会員となり、地域で子育てを助け合う有償の「相互援助活動」の連絡、調整を行います。

〈こんな時にご利用ください〉

保育園等の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり
学校や学童保育終了後の子どもの預かり
外出の間の子どもの預かり など

〈援助の対象年齢〉

生後6か月から小学6年生

〈活動時間及び援助料金〉

○月～金曜日(午前6時～午後10時) **1時間700円**

1時間を越えると30分ごとに350円

○土・日・祝祭日・年末年始(12/29～1/3) **1時間900円**

1時間を越えると30分ごとに450円

〈会員登録について〉

利用するためには、会員登録が必要となりますので、富津市ファミリーサポートセンターの専用電話までお問い合わせください。

新規に登録された方にファミリーサポートセンターで利用できるクーポン券(500円×6枚)を交付しています。

お問い合わせ・会員登録の申し込みは
富津市ファミリーサポートセンター
〒299-1608 富津市岩坂 487-5
富津市地域交流支援センター内
専用 TEL 070-3115-0505

開所時間 火～土曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

休所日 日・祝祭日・年末年始(12/29～1/3)

(4)子育て支援センター

子育て相談や子育てサークルの育成などを行うとともに、子育てに関する情報交換や親子教室を実施しています。

名称	所在地	開設時間	電話番号	内容
富津市地域 交流支援 センター 「カナリエ」	富津市岩坂 487-5	(火)～(日) 9:00～ 17:00	67-2801	<ul style="list-style-type: none"> ・出産や育児、子どもの成長に関する相談 ・子育て親子の交流の場だけでなく、多世代間交流の場の提供 ・身体測定&栄養相談、ママの健康相談、歯みがきアドバイス、読み聞かせ、ベビーヨガ等、講座やイベントを開催
		<p><一時保育室> 育児中のリフレッシュや保護者の急病などで家庭での保育が一時的に困難な場合にお子さんをお預かりします。</p> <p><病後児保育室> 病気の回復期にあっても集団保育は困難なお子さんを、家庭に代わり一時的に保育します。</p>		
もうひとつの お家 (和光保育園)	小久保2209 和光保育園内	(月～金) 9:00 ～14:30	65-2772	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て親子の交流の場 ・共育ちの場をみんなで一緒に創っていく ・育児相談、地域の子育て支援情報の提供 ・子育て支援に関する講習等の実施 ・市内各地のいい場所探訪おでかけday、わらべうた
	湊地区 (お問い合わせください)	(月) 9:30 ～14:30		
あおぞら ハウス (青堀保育園)	青木2-14-6 青堀保育園内	(月)～(金) 9:00 ～16:00	87-0142	<ul style="list-style-type: none"> ・育児に不慣れなお母さん、育児に悩むお母さん、リフレッシュを求めているお母さんたちへ、育児相談・情報提供を通じて「楽しい子育て」のお手伝いをします。 ・豊かな環境を整え、子どもたちの豊かな成長のために地域全体の子育てを応援します。

(5)チャイルドシートの貸し出し

【お問い合わせ先】こども家庭課 子育て支援係 TEL:0439-80-1256

富津市では、チャイルドシートの貸し出しを行っています。

○貸出対象者

以下の要件をいずれも満たす保護者(出産予定日おおむね1か月前の胎児の保護者を含む。)

- ・市内に住所を有している者
- ・乳幼児(6歳未満の者)と同居している(出産後同居する予定である)者
- ・普通自動車運転免許を有する者

○貸出期間

種類	対象年齢	貸出期間
乳幼児シート	0歳以上4歳未満	1年以内
幼児シート	4歳以上6歳未満	

○貸出台数 乳幼児1人につき1台

○料金 無料

※返却時のクリーニング費用は、借受者の実費負担

※返却時に破損、汚損等がある場合は、実費請求する場合があります

○申請方法

貸付けを受けようとするときは、申請書に運転免許証の写しと母子健康手帳の写しを添えて、富津市役所 2 階 こども家庭課へ申請してください。

(6)放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の児童を対象に、放課後や夏休みなどに適切な遊びや生活の場を提供します。

詳細については、各クラブへ直接お問い合わせください。

クラブ名	実施場所	電話番号	保育時間	送迎支援
オレンジクラブ	富津 396-2 (富津小学校余裕教室)	090-6536-2916	平日 放課後～18:30 第2(土)・学校休業日 8:00～18:30	○
遊輝塾	大堀 1906-10 (青堀駅前)	88-6898	平日 放課後～20:00 (土)(日)(祝)・学校休業日 6:30～20:00	○
あおぞら	大堀 2042-4 (三枝病院近く)	88-0268	平日 放課後～18:00 (土)・学校休業日 8:00～18:00	
青堀児童クラブ	青木 2-14-6 (青堀保育園余裕保育室)	87-0142	平日 放課後～18:30 (土)・学校休業日 8:00～18:00	
いいのっ子クラブ	下飯野 154 (飯野小学校余裕教室)	87-1106	平日 放課後～18:30 (土) 7:00～18:00 学校休業日 7:30～18:30	
あそび塾	小久保 114 (大貫小学校余裕教室)	65-3904	平日 放課後～19:00 (土) 7:00～18:00 学校休業日 7:00～19:00	○
わくわくの樹	岩瀬 1172-3 (君津商業高校近く)	27-0355	平日 放課後～18:30 (土) 9:00～15:00 学校休業日 7:30～18:30	○
吉野ふれあいクラブ	絹 176-3 (吉野小学校余裕教室)	070-7532-1132	平日 放課後～18:30 (土)・学校休業日 7:30～18:30	
さぬキッズ	鶴岡988-1 (佐貫小学校余裕教室)	090-9674-5388	平日 放課後～18:30 (土) 7:30～17:00 学校休業日 7:30～18:30	
クラブフレンズ きんこく塾	花輪 104 (旧天神山小学校内)	27-1380	平日 放課後～18:30 (土) 8:00～18:00 学校休業日 7:30～18:30	○

○放課後児童クラブ保育料の補助

【お問い合わせ先】こども家庭課 子育て支援係 TEL:0439-80-1256

子育て世帯を支援するため、放課後児童クラブの保育料を補助します。

【対象】

次の①②の両方の要件を満たす児童を養育する保護者

- ①市内に住民登録がある児童
- ②市内の放課後児童クラブを利用する児童

【補助上限額(月額)】

- 第1子 3,000 円
- 第2子 5,000 円
- 第3子以降 10,000 円

【注意事項】

- ・補助金額は、クラブが定める月額保育料(クラブ独自の減免がある場合は、減免後の保育料)と補助上限額を比較して、少ない方の金額となります。
- ・補助上限額を超えた保育料は、保護者の負担となります。
- ・長期休暇中の保育料加算額、飲食物費、教材費、行事費その他の実費徴収費は、補助の対象となりません。
- ・第1子、第2子、第3子以降の数は、年齢が上のお子さんから順に数えます。(お子さんの年齢は問いません。)
- ・夏休み等の長期休暇だけの利用や一時利用のお子さんも補助の対象となります。
- ・補助金の交付対象期間は、交付資格認定申請があった月またはクラブの利用を開始した月のいずれか遅い月分から 補助金を支給する事由が消滅した日の属する月分までとします。

(7)こどもの居場所支援【児童育成支援拠点事業】

【お問い合わせ先】こども家庭課 子育て支援係 TEL:0439-80-1256

学校や家庭に悩みを抱えるこどもたちが、安全で安心して過ごせる居場所を提供し、基本的な生活習慣づくりや学習のサポートをします。

○利用できる人

学校や家庭に悩みを抱える市内在住の小学生から 18 歳までのお子さんとその保護者

○支援の内容

- ・安全、安心な居場所の提供
- ・生活習慣の形成(手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、片付けや日用品の使い方に関する助言など)
- ・学習の支援(学校の授業や宿題、進学のためのサポートなど)
- ・課外活動の提供 ・学校、医療機関等の関係機関との連携
- ・保護者への情報提供、相談支援

○受け入れ先

社会福祉法人天祐会 希望塾(富津市篠部 2210-4)

電話 0439-32-1038

○利用時間

月曜日から金曜日 午前9時から午後4時まで

○利用料金

原則無料(行事費などの実費負担がかかる場合があります。)

○利用方法

こども家庭課に利用申請してください。

事前に施設見学を希望する方は、希望塾へ連絡してください。

(8)こどもの居場所支援【学習支援事業】

【お問い合わせ先】こども家庭課 子育て支援係 TEL:0439-80-1256

放課後の時間等に学習支援、居場所の提供等を行い、お子さんの学習意欲向上・習慣化・基礎学力向上をサポートします。

○利用できる人

次のいずれかの世帯の市内在住の小学4年生から中学3年生のお子さん

- ① 生活保護を受給している世帯
- ② 児童扶養手当を受給している世帯
- ③ 就学援助制度を利用している世帯

○支援の内容

各自、教科書や参考書等を持参し、学習支援員が学習のお手伝いをします。
また、学習だけでなく、楽しい居場所となるようにイベントを実施しています。
(クリスマスパーティなど)

○場所・日時

《富津・大佐和地区教室》

会 場 青堀駅の近隣施設(送迎あり)

日 時 毎週火曜日 17時～18時(小学生)、18時～20時(中学生)

定 員 小学生10人、中学生20人

《天羽地区教室》

会 場 上総湊駅の近隣施設(送迎あり)

日 時 毎週金曜日 17時～18時(小学生)、18時～20時(中学生)

定 員 小学生10人、中学生10人

○利用料金

原則無料(行事費などの実費負担がかかる場合があります。)

○利用方法

こども家庭課に利用申請してください。

事前に見学を希望する方は、こども家庭課に連絡してください。

富津市

健康福祉部こども家庭課

0439-80-1256(子育て支援係)

0439-32-1656(家庭相談係)